

議員発案第6号

新潟県加茂市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する
条例の一部改正について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和元年12月19日

提出者	加茂市議会議員	山田義栄
賛成者	同	中沢真佐子
	同	三沢嘉男
	同	大平一貴
	同	森山一理
	同	関龍雄

令和元年12月20日

加茂市議会議長 滝沢茂秋

新潟県加茂市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に

関する条例の一部を改正する条例

新潟県加茂市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例
(昭和三十三年条例第一号)の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

4 議長、副議長及び議員の報酬月額は、令和二年一月一日から令和五年四月三十日までの間、第二条の規定にかかわらず、同条の規定により支給されることとなる額から、百分の三に相当する額(当該額に百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げた額)を減じた額とする。

附 則

この条例は、令和二年一月一日から施行する。